

## みずほマイレージクラブカードセゾンSuica特約 一部改定のお知らせ

2020年3月31日をもってみずほマイレージクラブカードセゾンSuica特約を改定いたしますのでご案内いたします。  
主な改定箇所は以下のとおりです。

### ■みずほマイレージクラブカードセゾンSuica特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第2条(本件カードの発行)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.本件カードは、「みずほ普通預金規定」、「みずほキャッシュカード規定」、「みずほデビットカード取引規定」、会員規約、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「みずほマイレージクラブ規定」、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」および本特約を承認のうえ、みずほ銀行、クレディセゾンおよびJR東日本(以下総称して「各社」といいます。)に発行を申し込み、各社が当該申し込みを承諾した方(以下「会員」といいます。)に対し、発行されるものとします。なお、クレディセゾンまたはJR東日本が会員と認めなかった場合で、みずほ銀行が認めた場合には、みずほキャッシュカード(普通預金)を発行します。</p> <p>以下略</p>	<p><b>第2条(本件カードの発行)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.本件カードは、「みずほ普通預金規定」、「みずほキャッシュカード規定」、「みずほデビットカード取引規定」、会員規約、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「みずほマイレージクラブ規定」、「みずほマイレージクラブカードセゾン特約」、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」および本特約を承認のうえ、みずほ銀行、クレディセゾンおよびJR東日本(以下総称して「各社」といいます。)に<b><u>本件カードのご利用の申し込みをされ、各社が本件カードのご利用を承諾した方(以下「会員」といいます。)に、本件カードを発行いたします。なお、契約は各社が承諾した日に成立するものとします。なお、クレディセゾンまたはJR東日本が会員と認めなかった場合で、みずほ銀行が認めた場合には、みずほキャッシュカード(普通預金)を発行します。</u></b></p> <p>以下略</p>
<p><b>第13条(特約の変更)</b></p> <p>本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本件カードに関する取引があった場合またはお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第13条(特約の変更)</b></p> <p><b><u>セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</u></b></p>

以上